

2019年10月から 医療費が変わります。

今回の消費税率の引き上げに伴い、
一部の診療報酬が改定されます。

- ・ 医療（社会保険診療）は非課税とされていますが、医療機関等が社会保険診療を行うための医薬品や設備などの仕入れに掛かる消費税は、厚生労働省が定める診療報酬や薬価等に反映されています。
- ・ 2019年10月1日から消費税が10%になったことに伴い、初診料、再診料および入院料など一部の診療報酬が引き上げられ、患者さんのご負担いただく料金も変わります。また、保険外文書料、おむつ代など自費対象に消費税10%が課税されます。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。